

明石市と明石工業高等専門学校との連携協力に関する協定書

明石市と独立行政法人国立高等専門学校機構明石工業高等専門学校（以下「明石工業高等専門学校」という。）は、以下のとおり連携協力協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、明石市と明石工業高等専門学校の包括的な連携のもとに相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 明石市と明石工業高等専門学校は、次の事項について、連携協力する。

- (1) 人的・知的資源の交流
- (2) 協働による調査研究及び事業の実施
- (3) それぞれが主催する事業に対する協力・支援
- (4) ものづくり分野における産学官連携の推進
- (5) その他前条の目的を達成するために必要と認める事項

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の一月前までに、明石市と明石工業高等専門学校のいずれからも改廃の申し出がない限り、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）


第4条 本協定に定めるもののほか、連携協力に係る具体的事項並びにその他必要な事項については、明石市と明石工業高等専門学校が協議して定める。

本協定締結の証として本協定書を2通作成し、明石市と明石工業高等専門学校が署名捺印の上、各々1通を保有する。

平成19年6月28日

明石市長

独立行政法人国立高等専門学校機構
明石工業高等専門学校長

北口寛人 

高又晴 